

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（453））

2. 日時：平成29年10月24日 16時30分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、正岡安全審査官、津金安全審査官、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、日南川安全審査官、江崎安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、安田安全審査官、岸野安全審査官、竹内技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官、堀野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他13名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐震設計の基本方針について>

- スクリュー式ポンプの地震時異常要因分析図の評価項目について、電共研における評価対象、評価内容について、整理して提示すること。
- 逃し弁の評価方法について、地震時異常要因分析図との関係を、整理して提示すること。

<耐津波設計について>

- 鋼製防護壁の2次止水機構である止水膜について、その取り付け部分の止水性能評価等、今後実施する評価の概要を整理して提示すること。（止水膜の受圧面に対する取り付け部への荷重伝達方法を検討し、構造仕様を設定した上で、工認段階で説明すること。）
- 鋼製防護壁の止水機構について、本文中の表に記載されている「鋼殻」の構造を示すこと。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性について>

- 鉄筋コンクリート防潮壁（上部工）の二次元梁バネモデルによる地震時等の評価フローにおいて、二次元有効応力解析結果の相対変位を用いる方針に変更したことを反映した修正版を提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐震設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応
- ・ 東海第二発電所 耐震設計の基本方針について  
(第520回審査会合(平成29年10月17日)時の指摘事項に対する回答)
- ・ 東海第二発電所 防潮堤の構造成立性に係る審査会合時の指摘事項への対応
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について  
(第520回審査会合(平成29年10月17日)時の指摘事項に対する回答)
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性について  
(第520回審査会合(平成29年10月17日)時の指摘事項に対する回答)